

## 経理責任者等会議記録

- |   |         |       |   |  |
|---|---------|-------|---|--|
| 1 | 日       | 時     | 令和元年5月20日(月)  | 午前10時00分開議   |
| 2 | 場       | 所     | 議会棟1階第1会議室  |  |
| 3 | 出席議員    | 市民クラブ | 座長  | 深 山 能 一<br>岩 堀 研 嗣<br>篠 田 哲 弥<br>鈴 木 智 明<br>まつど自民 副座長 大 谷 茂 範<br>鈴 木 大 介<br>日本共産党 ミール 計 恵<br>政策実行フォーラム 山 口 正 子<br>みらいクラブ 岡 本 優 子<br>無 所 属 戸 張 友 子<br>中 西 香 澄<br>中 村 典 子<br>山 中 啓 之 |
| 4 | 出席事務局職員 | 庶務課長  | 三 根 秀 洋<br>田 中 実<br>今 野 貴 章<br>白 石 純 子<br>太 田 佑 樹<br>菊 池 弘 和<br>齋 藤 奈 々 | 庶務課長補佐<br>庶務課主幹<br>庶務課主査<br>庶務課主任主事<br>庶務課主任主事<br>庶務課主事  |

5 会議に付した事件

- (1) 平成30年度政務活動費収支報告について
- (2) 通信交通費の取り扱いについて
- (3) その他

6 会議の経過及び概要

## (1) 平成30年度政務活動費収支報告について

### 深山能一座長

まず、政策実行フォーラムの経理責任者が、DELI議員、増田薫議員から戸張友子議員と岡本優子議員に変更になっておりますので、御報告をさせていただきます。

議題に入る前に、この会議について改めて確認をさせていただきたいと思えます。

この経理責任者等会議は、政務活動費の適正な運用を図るために設置されており、政務活動費の調査研究に充てることのできる経費の範囲、それから、その他議長が必要と認めることを所掌しております。政務活動費の使い方に関しましては、基本的には個人できちんと説明ができることが原則となるため、自己責任の範疇に入ります。そのあたりを念頭に置いた上で協議に臨んでいただきたいと思えます。

また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲については、この会議で松戸市議会としての意思統一をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の次第に従って会議を進めさせていただきます。

まず、次第の(1)平成30年度政務活動費収支報告についてを議題といたします。

先日、収支報告等の閲覧期間を設け、協議する案件があれば所定の様式により提出していただくよう依頼いたしましたところ、お手元に配付の一覧表のとおり、疑問点としての提出がありました。平成30年度は、改選がありました関係で、収支報告書の提出が4月から11月までの前期と、12月から3月までの後期に分かれておりますが、一括して協議を行いたいと思えますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

早速ですけれども、疑問点等について、提出者から説明をお願いしたいと存じます。

それでは、まず鈴木智明議員からお願いいたします。

### 鈴木智明議員

まず、前期分としまして、日本共産党のあかつき印刷株式会社で発行した広報紙の中で、国政に関わる内容や政党批判のような内容が記載されていたので、市議会の報告として、その範疇を超えているのではないかと考えられましたので、指摘させていただきました。

次に、後期分ですが、まず、山中啓之議員と中西香澄議員について、全体を通してですが、いろいろな報告関係の中で、会派名に市民力と記載されていま

すが、現行そういった名前の会派は存在しないので、この表記が不適切ではないのかということで、書かせていただきました。

次に、政策実行フォーラムの岡本優子議員と成島良太議員についてです。こちらは、研修報告書の内容が3行程度でしたので、研修報告として、もう少し内容について記載したほうがいいのではないかとということで指摘させていただきました。

次に、成島良太議員のパソコン代についてです。政務活動費の手引きには型番と品名を記載するようになっているのですが、その記載がなかったので、書かせていただきました。

次に、桜井秀三議員の携帯電話料金の明細が、携帯画面を写真で撮影しているようなものであったので、きちんと料金の明細が分かる書類をつけて報告すべきではないかとということで、こちらも指摘させていただいています。

最後に、日本共産党の、こちらも広報紙についてですが、広報紙の写真のところに、千葉県議会議員選挙の候補者本人や名前が写真に写っているので、これは市議会報告として適さないのではないかとということで、こちらのほうも指摘させていただきます。

## **深山能一座長**

続きまして、岡本優子議員、よろしくお願いたします。

## **岡本優子議員**

前期分から疑問点を述べさせていただきます。

まず、箕輪信矢議員について、2点ございます。1点目は、市政報告に「松戸市議会議員選挙に行きましょう！」というページがありまして、そのページと同じページの中に自身の写真を掲載していたのですが、そのことが選挙への誘導と疑われないかどうかについて。

また、もう1点は、松戸市議会議員選挙が11月18日であり、その1か月前の10月17日に約4,000部、「選挙に行こう。11月18日投票です」という記載をしているはがきを郵送していたので、選挙間際に郵送するのは好ましくないのではないかと、というこの2点を疑問点としております。

次に、公明党の市議会レポートについて、公明党という会派名で活動しているのは理解できるのですが、市議会レポートに公明党の政党のロゴマークを使用しているのに、その点に関して、市議会の報告となっているのに政党のロゴマークをそのまま使用してもいいのかという疑問点です。

次に、後期分について疑問点を述べさせていただきます。

最初に、日本共産党の広報紙ですが、正面の見出し写真に、市議会議員のほかに千葉県議会議員の方が一緒に写っているのですが、市議会議員の4

名の写真にしたほうがよろしいのではないかという提案というか、疑問点です。

次に、みらいクラブの広報紙ですけれども、所属議員の連絡先がそれぞれ載っていなかったのので、それぞれの連絡先を広報紙に載せたほうが市民と連絡がとりやすくなるのではないかという疑問点です。

次に、木村みね子議員の広報費の領収書ですけれども、1,000部印刷して全部で11万円以上かかっているのです。内訳の項目を、例えばデザイン代が幾ら、折り代が幾らともう少し詳しく書いていただいたほうが、誤解が生じないのではないかという疑問点です。

最後に、大谷茂範議員の広聴費ですけれども、小金市民センターの使用料の領収書があったのですが、何の目的で使用したのか、参加人数は何人であったのかなどがわかるように、添付書類があるとよかったのではないかと思います。

#### **深山能一座長**

それでは、次に、戸張友子議員、お願いいたします。

#### **戸張友子議員**

1点のみですけれども、岡本優子議員からもありましたが、箕輪信矢議員の広報費についてです。市政報告ということではがきの表面と裏面に印刷されていたもので、表面のほうに箕輪信矢議員の写真とゲストスピーカーでいらっしゃるということで市長の写真がありまして、裏面には松戸市議会議員選挙の日にかが書かれていました。市長の顔写真と選挙の日にかと箕輪信矢議員という、その連想パターンとして、本人に対する選挙への誘導傾向にあるのではないかと私は感じられたので、疑問点として入れさせていただきました。

#### **深山能一座長**

次に、岩堀研嗣議員、お願いいたします。

#### **岩堀研嗣議員**

前期分はありません、後期分のみとなります。

まず、中村典子議員と山中啓之議員の広報費に対しまして、印刷機を無所属の3名で共有されているということなのですからけれども、単純に考えると、3名で按分しますと、3分の1ずつの負担が適正なのかと思ったのですが、実際には4分の1になっていましたので、この辺が疑問点です。

それから、日本共産党に関しては、既に疑問点として出たものと一緒なのですけれども、広報紙1ページ目の写真に千葉県議会議員が載っている写真が掲載されておりまして、これについては同様の指摘が過去ずっと続いているとい

うように思っています。こちらの会議の取り決めの中では、例えば市議会議員と国会議員などが一緒に写真に載っていた場合、按分にしたらどうかという話も以前にあったのですけれども、それに対しては明確に事務局のほうから、それは不可であるというようなコメントも出されているのです。つまり、この会議の中で、不可であるということを皆さんで共有したわけなのです。それに対して、何度も同じようなことを繰り返しているということ自体に問題意識を感じるというような感想も申し添えさせていただきます。

最後、全体的なことですけれども、例えば会計期間が3月31日までですと、領収書が4月になって出てくるものがあるのですが、それについて、我が会派の議員に指摘がなされた部分がありましたので、いま一度、皆さん、その辺の領収書の取り扱いをしっかりと整理して共通認識されてはいかかかということでご投げかけさせていただきました。

#### **深山能一座長**

それでは、次に、山口正子議員からお願いいたします。

#### **山口正子議員**

後期分の桜井秀三議員、田居照康議員の通信交通費についてですが、政務活動費1人1か月5万円ある中で、支出が少なかったり、全くなかったりということがありました。このままだと、政務活動費は要らないということにならないかという気が少ししたものですから。市民の税金でいろいろな議員活動をやらせてもらっていて、報酬とは別に政務活動費が支払われていることもあるので、一度、皆さんで検討したらどうかという提案です。

箕輪信矢議員の広報費につきましては、ホームページ更新料として政務活動費から支払われています。広報紙になると現物を添付しなければいけないのですが、ホームページの更新となると何も資料がないわけで、どんな内容であるかわからなくて、これについては、ホームページの更新内容も添付したほうがいいのではないかと思ったところです。

まつど自民の事務費については、法人名が松政クラブと今もなっているのです。これは前期分でも見られましたが、随分前にまつど自民に変更になられたのではないか、これでよいのかどうかということで、おかしいと思ったところです。

次の杉山由祥議員の事務費についても同じ内容で、まつど自民に変更となっていないということを指摘したいと思います。これは以前にも指摘されているところです。

## 深山能一座長

次に、中西香澄議員、お願いいたします。

## 中西香澄議員

先ほど深山能一座長から、自己責任というお話があったのですが、今回閲覧させていただくに当たって、お一人でも何か違反があったりですとか、裁判になったりすると、松戸市議会全体として大きな不利益が起きてしまうという思いがありましたので、自分事として見させていただきました。私は、新人議員なので、市民から見たときに疑問に思うことは、気をつけて見させていただきました。基本的には、市民感覚とガイドラインに基づいて見させていただいたので、たまたま今月、政務活動費についての研修会に参加させていただきました。そこで最新の判例についてもたくさん聞くことができたので、それも踏まえさせていただいて、指摘をさせていただきました。

前期分から説明させていただきます。

最初に、田居照康議員の広報費の中で、4月、8月、9月と、チラシの配布代が発生しているのですが、こちらが1枚当たり50円という相場になっています。ほかの方のものを見てみますと、配布されている方は大体3円から4円の単価でした。社会一般的な価格とのずれを感じましたので、この価格が正当だというのであれば、きちんと説明をする必要がありますし、もし説明できないのであれば、このまま計上することは適切ではないのではないかと指摘させていただいています。

次に、鈴木大介議員の通信交通費について、携帯電話料金の請求書の中にかんたん決済の記載がございまして、その代金は一定ではなかったのですが、内訳がわかりませんでした。事務局にも確認したのですが、やはりこのままでは詳細がわからないということでしたので、市民に公開するに当たって、もう少し内容がわかったほうが親切だと思い、指摘させていただいています。

次に大塚健児議員ですが、広報費としてホームページの更新費と管理費が計上されています。これが毎月発生しているのですが、6、7、9、10月については、但し書に管理費に加えて更新費がプラスで書かれているのですが、更新費だけの月と支払い額は同額になっています。領収書だけであり、契約内容がわからないため、その内容が適切かどうかというのも判断できかねますので、説明のために細かい資料が必要ではないかと思えます。これは、過去の指摘事項で、中田京前議員なども指摘されていました。

次の公明党のところは、後期分も含めて、全体について皆さんに確認したいと思ったので、飛ばさせていただきます。

次のページの、下から二番目の大井知敏議員まで飛ばさせていただきます。こちらにも広報費ですが、ホームページ更新費とあって、5月30日、8月14日、

1 1月1日と金額が毎回異なっているのですが、同じく内訳がありませんでしたので、作業や契約内容がわかる書類の添付がないと説明が不十分だと思われるます。

前期分の最後は増田薫議員なのですけれども、研修報告書がたくさんある中で1枚だけ御本人の写真がなかったので、こちらのほうは徹底されたほうがよろしいかと思えます。

そのまま後期分のほうに移らせていただきます。

成島良太議員の1点目、事務費の3万7,206円、こちらはパソコンの購入費だったのですが、領収書の下に書いてある按分の金額と備品簿に書いてある金額が異なっていて、計算すると備品簿のほうが正しかったので、こちらは修正が必要だと思えます。残りの2点はプリンターとシュレッダーの購入費だったのですが、備品簿には按分類が書かれていたのですが、領収書のほうには記載がなかったので、ぱっと見たときに全額計上されていると誤解される可能性があるため、領収書の下に按分類を追加記載されたほうがよろしいかと思えます。

次の岡本優子議員ですが、織原正幸議員にも図書購入簿について指摘させていただいたので、まとめて説明させていただきます。岡本優子議員がゼンリンの住宅地図を購入されているのですが、図書購入簿が添付されてなかったのです。手引きには、作成することとあったのですが、そもそもこの提出が義務なのか、任意なのかということです。義務ならば提出されたほうがいいです。そちらのルールをきちんと明確にしたほうがいいかと思いました。

織原正幸議員は、図書購入簿はあったのですが、出版社名までは書かれていませんでした。以前の指摘事項などを見ると、出版社名まで書かれないと、同じ名前でも違うタイプの本が存在しているなどで明確にならないということもありましたので、こちらも出版社名まで書くのが必要なのかどうかということも、皆様の共通の認識が必要かと思えます。

次に大谷茂範議員の広報費について、ホームページ管理費の領収書の日付が2月30日となっていました。2月30日は存在しないので、こちらは修正が必要です。

木村みね子議員の広報費については、先ほどの岡本優子議員の指摘と同じです。金額と内訳の記載はあったのですが、用紙代、印刷代それぞれの単価がわからないので、適切かどうかさえ判断ができませんから、内訳ごとの金額の記載や説明が必要だと思えます。

先ほど飛ばさせていただいた公明党の指摘事項に移ります。事務費について、前期は95%で、後期は90%と計上されています。按分のルールについては、ガイドラインには4分の1との記載がありますが、95%とか90%にすると記載はありません。事前に事務局から説明いただいて、公明党としての指針



でこの数字を出していらっしゃるというのはお聞きしたのですが、逆に、私たちが好きに按分の数字を決めていいのだとしたら、それをガイドラインに載せておいていただいたら、ほかの方も、これは何%計上すると自身で決めることが可能だと思うのです。なので、この按分のルールについて、全体でどうされるのかというのを少し話し合う必要があるのではないかと思います。

また、それに加えて、私的利用があるなら4分の1の按分という前提がある上で、それに満たない按分を適用するということは、5%や10%、自身で負担していたとしても、それは私的利用はないという前提で計上されているのかを公明党にお聞きしたいです。

次に、広報費ですが、先ほど話に出たロゴマークの使用についての指摘です。指摘内容としては岡本優子議員と同じです。会派名が政党の名前であることはもちろん存じているのですが、ロゴマークを使用すると、全体的に国政のイメージへの関連性が強いと思ったので、挙げさせていただきました。こちらについては、使用を控えるかどうかということです。あと、追加して、政党のキャラクターですとかイラストを利用されていたので、それについてはガイドラインには何も記載されていませんので、市民やほかの方はどういうイメージを持たれるのかということを、共通で確認していく必要があると思います。

加えてなのですが、広報費についてが、松戸市議会のガイドラインだと、今のルールの細かいところをどうしていくかという話であると思うのですが、実は、最近の判例では、政党名とかどころではなくて、議員の写真、似顔絵、挨拶文、プロフィール、このタイプのものが載っていると、それはもう議員の政治活動との関連性が非常に強く、政務活動として関連性が認められないという判例がもう既に主流になってきているということだったのです。ですから、私たちが、ガイドラインがあるからということで守っていたとしても、それが裁判になったときに認められないという可能性が出ています。

一つだけ、判例をそのまま読ませさせていただきます。「議員の写真、似顔絵や挨拶文、プロフィールについては、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとは言えず、むしろ議員自身によって広くアピールするための記載内容であって、選挙活動や講演会活動に類する性質を有するものである。ここで広報紙面全体に占める議員の写真や似顔絵、プロフィールが全体の1割程度であったとしても、写真などが読者の目を引きやすい広報紙の冒頭や末尾に記載されていることなどに鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないことをもって紙面の相当程度を占めていないと判断することは相当でない」。こちらが大阪高等裁判所と東京高等裁判所の平成30年度の判決なのですが、この結果、総額の2分の1までしか計上が認められなくなり、半額が返金されたとなっています。ですから、今回のこととは別に、このガイドラインを全体としてどうしていくのかということをお話し合う必要があると思っ

提案させていただきました。判決については、参考になればと思って、資料を紙で持ってきているので、深山能一座長から許可がいただけたら、皆様に提供できたらと思うのですが、よろしいですか。

#### **深山能一座長**

今は、疑問点の説明の時間ということなので、少し待っていてください。

#### **中西香澄議員**

はい。では、そちらはまた後で。

最後にもう一つだけ全体についてのことで、政務活動費で事務所費を計上されている方々がいらっしゃいますが、政務活動費で計上する場合は、滞在している日や時間などを明記しておくほうが、市民に説明責任を果たせるのではないかと思います。

#### **深山能一座長**

それでは、次に、山中啓之議員、お願いいたします。

#### **山中啓之議員**

毎回量が増えるので、まとめますけれども、私も例年どおりの指摘です。松戸市議会としての信用失墜にならないといいと思いながら、例年と同じものが増えてきましたけれども、最低限のものに絞りながら指摘をさせていただきます。

まず、前期分の市民クラブの事務費について、コピー料金の締め日が11月27日になっております。これは11月26日までの領収書が有効と事務局に確認しましたので、ケアレスミスかもしれませんが、これは日付を確認しないと、このままホームページ等に公開するのはまずいのではないのでしょうか。

2点目の中川英孝議員の広報費については、先ほどからチラシに関して指摘いくつかありますが、これは内容についてです。自由民主党松戸支部長という自身の肩書を書き、さらに、農政について市議会として提言したというのは、これも事務局に確認してもらったのですけれども、一切そういう事実はなかったの、御自身の思い込みかと思われませんが、同じ議員として責任は共有できませんので、不適切かと思いました。

大井知敏議員の広報費について2点あります。まず1点目、以前、中田京前議員からも再三指摘があった、ホームページの更新料についてですが、金額が異なるため添付資料が必要なのではないかと思いました。

続きまして、もう1点についてです。広報紙の内容について、毎回ルーティンのように請願を提出されていて何とかならないものかとかというように書か

れていました。少しニュアンスは違うかもしれませんが、それは、市民に対して権利を侮辱、侵害するものではないかなと思うので、これも議会としては誠心誠意取り扱うべきだと思います。失礼に当たるのではないかと思いますので、表現は認めがたいなと思いました。

次の末松裕人議員の広報費については、最初に指摘した市民クラブの事務費と一緒に。領収書の記述が規定外です。

深山能一議員の広報費については、これはほかの方もそうかもしれませんが、市政報告に内部資料と書かれています。市政報告に内部資料と書くと、後援会と混同されるおそれがあるので、広く皆さんに配っているのであれば、内部資料の記載は両方に使用できてしまうので、控えたほうがいいのかと思いました。ここは話し合っていたきたい。

次に、渋谷剛士議員の通信交通費の請求内訳はよくわからなかったのも、ここは中西香澄議員が鈴木大介議員のかんたん決済で質問したものと同様の指摘かと思います。わかるようにしてください。

次のページ、市川恵一議員の広報費は、市政報告に「自由民主党松戸支部としては」というような記載がありました。これは明らかに政党活動であると思われるので、ほかの人からも指摘があったとおりです。

次のまつど自民の事務費は、NTTぷららについて、2月、3月分利用料については、ルール上、前年度分であるので計上不可ではないかと思います。あと、領収印に日付がないものがありました。また、会派名も違います。この会派名が違うということは、毎年、指摘させていただいていますけれども、気づけていただけていませんので、基本的なところを守ってください。次の日立キャピタルNBL株式会社も同じ、毎年の指摘ですので、省略します。

次の、張替勝雄議員の資料購入費については、「ケーススタディ相談財産評価マニュアル」という本と「Q&A高齢者の生活・介護支援の手引」という本は、シリーズもので何冊かあるので、副題を書かないと、図書購入記録簿で特定できないので、基本的に図書購入記録簿で特定できるようにしてくださいということです。

次の、石井勇議員の市政報告に記載の連絡先が、松戸市役所と書いてあるのはおかしいので、せめて控室の連絡先とか、事務所とか、自宅とかを書くべきだと思います。我々は議会人なので。

次は、大谷茂範議員の広報費のエリカPCクラブの領収書について、これは中西香澄議員が、先ほど大塚健児議員に指摘したことと同類かと思いますので飛ばしますけれども、例年出ています。次の中村印刷の領収書については、見る限り、単価や枚数が領収書のただし書きに書いていなかったのも、これも書くべきというガイドラインを守られたほうが良いと思います。

次の、田居照康議員の事務費については、これは中西香澄議員に同じです。

50円というとはぼはがき代と一緒に金額なので、決まりはないとはいえ、こちら辺で一回、世の中から指摘される前に、ルールか何かを考えておかないとまずいのではないかというレベルだと思いました。同じく有限会社ニシツジの領収書は、ただし書きが空欄なので、入れる必要があると思います。次の広報費については、市政報告に名前のみ掲載だったので、この辺も、以前もあった指摘なので、ルール化していったほうが良いと思います。

日本共産党の広報費は、これは少しテイストが違いまして、市政報告に「議長は採決に加わらない」というような記載がありました。議会としてこれは問題ないと認めるのでしょうか。というのは、議長は採決に加わらないかのような疑念を持たれる発言をした議員が、本会議の報告において、懲罰を受けている事実があります。これは全員ではないですが、大多数の人から、そのような賛同する旨があったので、矛盾していることを議会がやってしまうとなると、これは、議会として一貫性がないと捉えられてしまい、致命的なダブルスタンダードだと思われれます。これはもっとたくさんの人から指摘されるかと思っただけですけれども、誰も指摘しないので、当事者の一人である私が指摘するしかなくなりました。政務活動費を使って作成しているチラシの発言というのは、議員の発言、公的な発言と一緒にですから、そこははっきりしておいたほうがよいのではないのでしょうか。特に、議長は採決に加わらないのではないかとされている人からの御意見を聞いて、しっかりと基準をつくっていただきたいと思えます。

原裕二議員の広報費も一緒です。公的な記録に基づかず、個人の賛否を掲載していますが、これも問題視される議員が多くて、懲罰事案や訴訟事案にまでなっているのに、これを公的な発言としてチラシに載せてしまうことは問題ないのでしょうか。我々は一度見ているので、知らなかったとは言えない状態であるのに、それは問題なしだと、不問にするのでしょうか。ここも併せて考えていただきたい。

次のDELI議員の調査研究費は、これは以前も私から指摘させていただいたのですけれども、放射能の調査を熱心にされていまして、以前は成果物がたくさんあって多くなるという理由で、書類での添付が難しいというような話で、そのまま曖昧になっていたのですけれども、多い少ないにかかわらず、普通は調査の成果物は提出して保管されなければ、調査したことが立証されないと思えます。船橋市においてコンサルタントを依頼しておきながら、その成果物がお粗末ということで、大ニュースになったこともありましたので、これはきちんとされていますよねという確認です。次の広報費につきましては、新聞織り込み料の請求書の内訳だけだと、詳細がわからず事実確認ができないので、最低限、何日に何新聞に入れたというのは、実態として報告の義務があるのではないのでしょうか。報告会と一緒になので、どこの会場で何時から開催したと書く

のと一緒なのですが、何日間やりましたというだけだと、説明不足かなと思いました。

次のページの多数の議員に該当するものについては、岡本優子議員などほかの方からも御指摘があったので省略しますが、やはり国政政党に所属されているほかの議員からも指摘されているので、無所属議員の私だけが感じているわけではないというように思いました。ここは自粛されたほうが良いと思います。

谷口薫議員の事務所費に行きます。事務所費はルール上、4分の1の按分での計上だと思いましたので指摘したのが1点と、また、支払日が適用期間外であったと思うので、支払い期日など確認をしていただけたらと思います。

あと、全体にかかわるものとしまして、問題点の改善で今回一番多かったのが、やはりガイドラインが守られていないということです。普通の社会人として、自分たちでつくったルールを自分たちで守るのが基本だと思うのです。領収書の添付だとか、記載だとか、そういうものがされていないものが毎年あって、ここで毎年指摘して直らなくて、私がこうやって積んでいってたくさん増えている実態があるので、この経理責任者等会議自体の正当性というか、効果が薄れてきているような懸念をしています。なので、直していただいている方は直していただいているのですけれども、ガイドラインをもう少し徹底して、外部監査なども視野に入れないと、大きな事故が起きる寸前のような予兆を感じますので、大きな話として、我々で危機感を共有できればと思います。

次が広報費、ホームページ関連の計上については、内容が不明瞭なものが多いと思います。個々の部分については前段で述べたとおりですので、これもルールか何かつくらないといけないと思います。何もしていなくても計上できてしまう状態、野放しになっている状態には危機感を持っています。

次、通信交通費の携帯電話料金については、電話は受ける分には無料なので、公益性の確保の観点から、政務活動費から支出している方は、ホームページなどどこかに公表するべきではないでしょうか。市民の問い合わせに対して、特定の人からしか電話がないというのは、社会通念上どうなのかというように思いました。

最後は、これは新しい指摘なのですけれども、事務所費について計上する方が少しずつ増えてこられたので思うのですが、事務所費を計上している場合も、やはり公益性の観点から、これはもう不動産として置いてあるので、開いている日と時間を明示することが、政務活動費から支出しているのだから、何日から何日まで市民相談しているという実態の証明と、市民の方に説明責任を果たす意味で必要だと思います。以上が前期分です。

後期分に移ります。

後期分の一つ目は、まつど自民の事務所費について二つ、これは山口正子議員

からも指摘があったので、飛ばしますけれども、私には怠慢のレベルに見えますので、この上記二つは徹底してください。

次、大谷茂範議員の広報費に関して、これは今年だけですけれども、ほぼ終日、市民センターを貸し切りで市民への聞き取りを行っていらっしゃいます。それが直ちに悪いとは言いませんけれども、公的な施設をほぼ占有しているので、政治活動でなければ何をやっているのと疑問に思います。一人に対して聞き取りをするのであれば、喫茶店とか、家とか、別のところでもできますけれども、市民活動として使用する場所を、自分が1日近く使っているとなると、やはり何時から何時までやっていますという周知が複数に対して必要になるのではないかと、私の感覚では思いました。それができれば、別に計上はいいと思います。

次、杉山由祥議員の広報費に関しては、これも事務局に確認しましたがけれども、公的な文書として事実がなかったのです。市政報告に、「慣例で副議長などが質問できない」というように自分のチラシに書かれていましたが、これは事実の誤認なので、不相当だと思います。これは、かつての広報委員会でも、議会だよりを書くときに、議長、副議長、監査委員はできないと書くのか、していませんと書くのかで議論になった経緯がありました。それを踏まえていれば、このような書き方にならなかったと思うのですけれども、慣例でできないというのは、その慣例をつくっている我々議員自体が、もう仕事を、職務を放棄しているのに等しいと私は考えますから、それを打破するはずの議会が、できませんという事実でないものを書いて、あたかもそれを正当化しているような表記は極めて不相当だと思います。しない人が多いですとか、していないことが多いですと書くのはいいのですけれども、地方自治法上あるいは会議規則上、副議長も、議長も一般質問はできますから、そのために副議長がいるわけですから。これは、法律に携わる者としては看過できないと思いました。

次の大塚健児議員の事務所費は、トランクルームは事務所の一室についているということで、セットでの計上であったことを事務局に事前に確認できましたので、削除します。トランクルーム単体だとどうなるのかという疑問も残りますけれども、それは、今回は問題にしません。

木村みね子議員の広報費については、自身の属する政党名を再三PRして、これは今まで出たのと一緒ですので、政治活動の割合が多いですというところです。ほかの議員からもありましたので飛ばします。次の広報費についても、先ほど申し上げたとおり、申し合わせで副議長が質問できないとの記載は事実無根です。

次のページに行きます。木村みね子議員の広報費、これも先ほど中西香澄議員から御指摘がありましたけれども、デザインから印刷まで一式まとめて幾らという領収書となってしまっているのです、やはり内訳を書かないといけないと

思います。極端な話、チラシ一つお願いと言って、デザインから内容、版下、校正、印刷、配布まで全部やって10万円とかでできてしまう状況というのは、やはり市民に何も説明責任を果たしていないのと同じだと思いますので、枚数と数量と、何に対する数量なのかということを書かないといけないと思います。ほとんどのの方が書いてくださっているのです、少し特例な指摘になります。

次の中川英孝議員の広報費ですが、これは少し入り組んでいまして、市政報告第2号の神明堀の画像を、これは多分、役所から提供された画像を出しているのですけれども、そこは神明堀のつなぎ口が本当は段差があるのにフラットで出しているのです。これは地域住民からフェイクだと指摘があって、訴訟がまさに起きている件なのです。訴訟が起きている住民の方からその指摘があったにもかかわらず、それを、要は火に油をくべるようなことをされているので、そこがまさにもめているところなのに、一方的にフェイクと指摘があるものを載せているのは、さらなる訴訟というか、何か監査請求とかにならないかというと思います。修正なり、訂正なり、削除なり、何かしないと、これはまずいのではないかと思います。地元に住んでいる人間ならば、段差があることは明らかにわかるのに平面の写真を載せていて、あたかもそれをオフィシャルで出していると、やはり議員として、私も架橋に対する立場の賛否の以前に、正しいことを正しいと伝える議会の役目としては、私は認めがたいなというように思っています。

次、渋谷剛士議員の事務費です。アップルケアの対象となるマックパソコンの型番を備品簿に載せないと特定ができないので、これはほかの方もそうなのですが、型番まで載せている方がほとんどの中、パソコンを2台持っている人も、3台持っている人もいらっしゃるのです、マックパソコンだけでは備品簿としての必要要件を満たしていないと思いますので、型番の記載は徹底したほうが良いと思います。

次、末松裕人議員の事務費は、以前、コンテナか何かでの指摘をさせていただいたのと同類の指摘なのですけれども、今回、バッグですとか、ACアダプタとかを購入されていて、基本的に1万円未満のものは消耗品扱いされる場合が多いような気がするのですけれども、額にかかわらず、その備品の性質上、残しておけるものは備品簿に掲載するほうが確認できるので、よろしいのではないかとこのように思いました。これは別に買うなどと言っているわけではありません。皆さんで合意したほうが良いのではないかと思います。

次の公明党の各議員の政党ロゴマークについては、先ほど話のあった指摘と同じです。

次、篠田哲弥議員の事務費については、文具購入の領収書に、内訳の記載がありませんでした。本人が言えば、領収書は商法上もらえるものですし、空欄でも自分で正確に書こうと思えば書けるので、徹底したほうが良いのではない

かと思えます。

次のページに行きます。伊東英一議員の広報費も、先ほど指摘したのと一緒です。監査委員が質問しないという記載は誤解を招くので不適當です。広報委員会の議論の経緯も踏まえてください。

みらいクラブの事務費については、複合機の保守契約書の会派名が漢字表記となっているので、市議会として届出している「みらいクラブ」と記載したほうが良いと思えます。そこら辺は徹底したほうが良いと思えます。

鴈野聡議員の事務費についても、領収書の内訳を徹底して書いたほうが良いと思えます。

次、日本共産党の広報費については、前期分の原裕二議員の指摘と同じです。

岡本優子議員の通信交通費の駐車料金については、支出目的がその他となっている以上、その他の理由を書く欄が設けられているので、書いたほうが良いと思えます。

次、原裕二議員の広報費については、これも少し入り組んでいるのですが、市政報告63号に、先般の幹事長会議で、具体的な金額についてひとり歩きしないようにというように議長から念押しがあったというのは、皆さん、御存じのとおりだと思いますけれども、金額が結構はっきりと出ていたのですが、これも問題なしと、議会の一議員が公的なお金を使って発言したのとして認めていいのでしょうか。認めると言うのであれば、それでいいのですが、皆さんが見ていてどう思われたのかというのは、非常に私は疑問に感じたので、そこら辺の扱いが議会で共有できていないものを政務活動費を使って出すというのは、行き過ぎなのかなという懸念があったので書かせていただきました。内容についての話です。

成島良太議員の事務費は、備品簿への記載の徹底です。

次のページのところでありますが、全体に対しては、上から四つは前期分に書かせていただいたものと一緒です。最後の広報費、市政報告についてですが、例年チェックさせていただいていますと、松戸市議会ですら計上される政務活動費の主要部分がこの広報費なのです。いわゆるチラシ、ホームページ関係です。チラシだけで全額計上されている人もいらっしゃいます。それが、もうほとんど政治活動あるいは選挙活動と、ほかの方からも指摘があったとおりです。先ほど、中西香澄議員が判例まで出されたのでびっくりしましたがけれども、顔写真、プロフィールがメインの選挙ポスターのような市政報告が多くて、これはいつか、オンブズマンか住民監査請求かわかりませんが、外から見たときにアウトになるのではないかなという様なものが、私の政治活動範囲内での感覚では、いろいろなところで散見されるので、ここについては、もう実態として多く使われているので、ガイドラインを設けて、按分率ですとか、書いていいこと悪いことを徹底したほうが良いのではないかなという懸念が年々



強くなってきております。

### 深山能一座長

それぞれの指摘事項について、改善したほうがいいのではないかとこのころを含めて、いろいろお話をさせていただきました。

私も目を通させていただきました。今のいろいろな説明の中で、疑問点がいくつか出ましたので、私から、総括する形の中で、議事を進める範囲として、皆様方に話をさせていただきながら、議事を進めさせていきたいと思っております。

まず、皆様方からいただいた疑問点につきましては、お手元の一覧表の中にも、ルールの遵守をお願いしたいという記載がありましたので、そのことに関しましては、領収書などへの内訳等の記載ですとか、証拠書類の添付など、条例、規程、ガイドラインや手引きなどに従った収支報告書の作成を徹底していただくことが必要かと思っておりますので、それぞれ会派の方々にも、持ち帰る中で、今の指摘をお伝えいただければと思っております。

それから、掲げていただいた疑問点等のうち、記載漏れですとか、政務活動費を充てることができる経費の範囲外と思われるものについては、この会議開催前にあらかじめ修正等をしていただいたものでございますけれども、経理責任者の皆様には、今回挙がった疑問点等についてお話ししましたように、当該議員に周知をしていただくとともに、収支報告書の作成に当たっては、重ね重ね取り扱い上のルールを遵守していただきますように、会派内において周知徹底をお願いしたいと思います。

市政報告などの報告書等の記載内容、支出額については、冒頭申し上げましたように、それぞれがしっかりと説明できるのが原則だと思いますし、そういう意味では、自己責任の範疇ということでもありますので、もう一度、御認識をいただく中でお伝えを願いたいと思っております。

一つ一つ、いろいろなことがありますけれども、協議事項についてですが、今回の協議事項で私が皆さん方をお願いしたいというのが、挙がっている疑問点のほとんどが、今、私が申し上げたとおり、手引きなどのルールに従って収支報告書を作成いただくことということで、自己責任においてしっかり説明等ができれば、政務活動費を支出すること自体に問題はないかというように私自身は考えております。

したがって、指摘されている疑問点等については、議員個人等の責任において、収支報告書などの修正等を行っていただきたいというように思います。

その中で、複数の議員から指摘が出ております、例えば支払い日をどう捉えるかで、今年度分とするとか、翌年度分とするとか、その取り扱いが難しくなっているものがあるかと思っております。現行の取り扱い手引きなどでは、通信交通費のみが、例えば3月に使用した分はその年度におさめることができるという

ことで明記されておりますけれども、これは、例えば固定電話や携帯電話の料金の請求が翌月となることを想定していると思われませんが、近年では、電話料金にかかわらず、支払い先によっては月末締めで翌月払いというのが増えているかと思えます。領収書の日付のみでは、どの年度に含めるべきか、その判断に迷うことがあるかと思えます。そういう意味で、現在もそのことに関して、特段の規定はないのですけれども、例えば新聞購読料、3月に購読した分が翌月の4月に支払われるというようになったりする場合、3月分の支出として、前年度の政務活動費に計上しているケースもございます。

したがって、今回提出された疑問点の中でも、領収書の日付が計上期間外になっていると指摘されているものもございます。これは、実際に利用した月の翌月に送られてくる請求書に従って支払いをしたために発生した例であるというように思います。

以上のことから、政務活動費の収支報告書を作成する際に、年度をまたいでしまう支払いについて、その計上年度をどのように考えたらいいか。この点について協議をしていただければというように思っております。

実際の協議ですけれども、次の議題で、通信交通費の取り扱いを取り上げておりますので、こちらで、計上年度と支払い日の考え方を御協議していただくこととなりますので、皆さんの協議を次の議題の中で行いたいと思えます。そのような流れで進行させていただければと思えます。

## (2) 通信交通費の取り扱いについて

### 深山能一座長

それでは、(2) 通信交通費の取り扱いについてを議題とさせていただきたいと思えます。

初めに、これまでの経理責任者等会議において、このことについて検討、協議の経過につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### 庶務課長

平成27年度分より、それまで領収書を添付不要で月1万円を上限とした取り扱いから、実費分を支出できる電車代等以外の電話、ガソリン代などの通信交通費につきましては、実際に要した経費の4分の1を計上し、実費分と合わせて月額1万円以内として領収書の添付を義務づけて運用を開始したところがございます。その後、平成28年、平成29年の経理責任者等会議の中で通信交通費の取り扱いにつきまして意見交換が行われ、平成30年5月23日に開催された経理責任者等会議では、通信交通費の上限を月額1万円から年額12万円に変更する、またはこの上限を撤廃するなどの案について検討がなされました結果、領収書については今後も添付を義務づけていくこととして、上限はひとまず年額12万円に設定し、会計年度のことも考慮いたしまして、改選を機に所要の改正を行い、新年度から変更してはどうかということで終わっております。

### 深山能一座長

ただいまの事務局からの説明のとおり、通信交通費の取り扱いについては、今期経理責任者等会議の中で、その件について議論を委ねられているものと思えます。取り扱いを変更する場合にあっては、事務局の説明にもあったように、これまでの経理責任者等会議での議論を踏まえ、領収書等の添付は義務づけをしたまま、上限額を現在の月額1万円から年額12万円に変更し、変更時期については、年度での変更が望ましいというように思われます。既に今年度も始まっておりますけれども、まだ第1四半期の半ばでございますので、今年度より適用することとしたいというように座長としては考えております。皆様方におかれまして、政務活動費の中の、まず、通信交通費に関しましてお考えはいかがかということで、議論していただければと思えます。

### 山中啓之議員

この議論自体が、意味がないと思えます。というのは、今の(1)の指摘に対して、特に協議しないのですよね。ガイドライン違反をしても、個人の

自己責任の範囲でやればいいと、おおむね許容範囲という深山能一座長のお話がありました。とすれば、この会議自体、個々に議員が指摘すればいいだけであって、議会として何らガイドラインを決める正当性や必要性を感じません。ですから、例えば、これを年12万円とか、上限なしとか決めたとしても、それを破られて、それを指摘しても誰も変えないで、自己責任だと言えばいいわけでしょう。とすると、はっきり言って、ここで我々が話し合う必要はあるのでしょうか。このルールガイドラインの正当性がないと思います。

#### **深山能一座長**

要は、今までの話し合いの中で、ルールを決めてくださいということの議題がこちらにかかってきているので、そのことについてここで話し合っていたいただきたいということです。

#### **山中啓之議員**

そういう意味ですか。

#### **深山能一座長**

はい。

#### **山中啓之議員**

では、どうでもいいです。理由は今言ったとおりで、破られていても何も変わらないので。

#### **深山能一座長**

ほかにございますか。

#### **鷹野聡議員**

議論として、上限は別に撤廃するというアイデアでもいいわけですね。

#### **深山能一座長**

今までの会議の中の流れからすると、1か月分を1万円と決めてあるのは、なかなか使いづらいので、そういう中で、年間12万円の範疇の中で、この上限額の12万円の中で、全体の1年間を通して領収書等を最終的に報告してもらうということではないかという意見が大半だったような気がします。月1万円を外して、年間12万円にすることに対してのルール化に関して、そのほうがいいのではないかという流れが来ていまして、それを今回の改選後の経理責任者等会議の中で、ルール化の一つの項目として決定してもらえればと

いうことの申し送りがあったという認識で私はおります。

### **鴈野聡議員**

それからさらに先に進めるという意味で、正直、上限額とか、非常にナンセンスだと思っけていまして、そもそも月1万円というのがどういう根拠で出てきたのかすらよくわからないという中で、本当に交通費を使う人であれば、12万円どころか、20万円、30万円使う人もいるかもしれない。そういった中で、そもそも1万円になったという根拠が全くわからないというところで、上限を撤廃して、年間12万円にしましょうと言われても、全く初めて聞いている状況だと意味がわからないという状況です。

### **大橋博議員**

私は出したことがないけれども、平成27年度のときは、上限月1万円は領収書なしでやっていました。私が疑問に思うのは、みんな誰しも、電車、ガソリン代、通信費、1万円以上使うでしょう。その中において、政務活動費で使えるのは1万円までにしましょうと、領収書なしですと。これ、私はわかりやすいなと思いました。例えば、ガソリン代の領収書を出した場合、このガソリン代のうち、何リッターを政務活動に使ったのかということになるでしょう。通信費だって、市民のために活動したその内訳を出せと言っても、出せないではないですか。ですから、やはり私は、事務局から話があったように、平成27年度のときの上限1万円、領収書なしというように戻したほうがいいと思います。

### **山口正子議員**

昨年、3月と5月にそのことについて話し合われたということで、メモがあったのですけれども、私は、やはり領収書はつけるべきだと思います。どうして領収書をつけるかという、やはり市民の税金です。どのように使われているのかということは必要だと思います。

月1万円を年額12万円にするということにするのか、上限なしにするのかということでは、まだ会派としても、結論は出さないまま今日に至っているところです。

### **深山能一座長**

要するに、通信交通費の月1万円という上限を決めていたのです。それを、使いづらるので、年間12万円の上限にしてほしいというのが、今までのこの経理責任者等会議の中での議論の流れだったのです。そのことに関して、私としては、その流れからすると、前回の議論の中でも、月1万円というのではな

くて、年額12万円の上限にしましょうというのが大方の皆さん方の考え方なので、例えば、領収書をつけたほうがいいのか、上限をなくしてしまったほうがいいのかというのは、それはまた別の議論になります。基本的に、今は、皆さん方に、再度確認をしながら、そのルールの変更を決めたいと思ったものですから。月1万円ではなくて、年額12万円ということにしていきたいと思えますけれども、よろしいですか。

**大橋博議員**

それはいいと思います。

**深山能一座長**

よろしいですか。

**ミール計恵議員**

領収書は要るということでもいいのですか。要らないのですか。

**深山能一座長**

要ります。今までどおりです。

**ミール計恵議員**

領収書をつけて、トータル1年間で12万円までは出せますと。支出できるということですか。そのほうが使い勝手がいいという、皆さんの御意見なのですよね。

**深山能一座長**

はい。

**鈴木大介議員**

深山能一座長の意見に賛成です。

**深山能一座長**

では、今期はそうさせていただきたいと思えます。

**山中啓之議員**

少し確認させていただいていいですか。「今期は」とおっしゃいましたけれども、今、提出分を修正することは許されないのですよね。次からですよ。

**深山能一座長**

はい。

**山中啓之議員**

次回はということですよ。令和元年度からですよ。

**深山能一座長**

令和元年度ということです。

**山口正子議員**

もう一度、確認してください。領収書は必要、そして、この4月分から、今年度分から、上限12万円までということで決まりましたということを確認していただいたほうが、皆さん、納得なさるのでないかと思えますけれども。

**庶務課長**

今、山口正子議員がおっしゃったように、領収書は今までどおり添付をしていただいて、月1万円から年12万円に変更する形でお願いしたいと思えます。

**深山能一座長**

よろしいですか。

**鈴木智明議員**

計上の仕方としては、通信交通費という形で年度の最後に提出するような形になるのですか。

**深山能一座長**

手続上そのようになる予定で考えております。では、そのようにお願いをしたいと思えます。

### (3) その他

#### 深山能一座長

では、その他ということ、先ほど出ました、いろいろな疑問点の中で、政務活動を行った日と支払い日の期日の関係、そのことについて、皆さんで少し協議をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 鈴木智明議員

これは会派でも少し話をしたのですが、やはり利用月ベースで、政務活動費として支出するという形が一番いいかと思えます。ただ、去年の10月、11月ぐらいから、NTTの電話料金の請求が2か月に1回になって、今回、私も、3月分を出そうと思ったのですけれども、2か月分が合算されていて、なおかつその請求書が自宅に来たのが4月27日ぐらいで、結局、提出期限に間に合わなかったもので、今回提出していないのです。ですから、そこら辺のやり方というのも少し考えなければいけないと思っているのです。基本的には、利用月ベースがいいとは思っています。

#### 深山能一座長

先ほど説明しましたが、もう一回、整理をさせていただきます。

計上年度については、領収書の日付に基づくことが原則でありますけれども、申し合わせ等により、その取り扱いが決まっているものを除いて、通信交通費に限らず、領収書の支払い日が、その年度の期限外になっている、利用日時等が明細などによって明確になり、当該年度中の支出であることが明確になっていけば、その支出を当該年度中の支出として計上することができるものというように考えたいと思っております。

したがって、その明細書などで、支払い日、利用日と利用期間等が明確になっているものであれば、支払い日が年度をまたいだとしても、利用した日が属する年度の支出として取り扱うことを原則としてはいかがかというように、ここで再度確認をしておいたほうがいいかということが、議論の論点です。そこで皆さん方のお考えをお伺いしたいと思います。

#### 鷹野聡議員

端的に言って、掛取引であれば、支払いが後になる話なので、掛取引が現金取引か、もうその二分で、掛取引は全部認めるという形でいいのではないですか。



**大橋博議員**

では、深山能一座長の意見にみんな賛成ですか。

**山中啓之議員**

確認ですけれども、今回の政務活動費の前期分、後期分に関しては、今、(1)で話し合われた部分について、先ほど深山能一座長から気になるお言葉があって、言われた指摘事項は修正してくださいみたいな話ですが、それはいつまでですか。それによって発言内容が変わるのですけれども。

**深山能一座長**

事務的な手続としてということですか。

**山中啓之議員**

はい。

**庶務課長**

返還金の入金期限につきましては、5月27日の月曜日になります。

**山中啓之議員**

返還金以外で、収支報告書自体の確定日はいつですか。

**庶務課長**

収支報告書の確定日は今年度中でございます。

**山中啓之議員**

この前期分と後期分の確定日です。今回指摘されている分については、返金したり、修正したりが必要なのですよね。ホームページで公開されるのは7月ですか。

**庶務課長**

ホームページでの公開は7月です。

**山中啓之議員**

7月までは、削除したり、日付を変えたりできるのですか。

**庶務課長**

理論上は、公開までは可能です。

**山口正子議員**

修正理由が必要ですよね。

**庶務課長**

そうですね。お金がかかかってきますので。

**山中啓之議員**

差し替えはできない。

**庶務課長**

金額の変更を伴う差し替えはもう。

**山中啓之議員**

金額の変更を伴う差し替えはできないけれども、領収書が間違っていた場合とかは、とり直しはできるのですか。

**庶務課長**

領収書のとり直しというか、内訳などを追加したりとかというのは、可能かと思います。

**山中啓之議員**

例えば本から紙に変えるとか、そういうのはできないけれどもということですよ。買ったものを1個引っ込めて、やはり別のもので計上するというのはできないということですよ。

**庶務課長**

それは想定してございません。

**山中啓之議員**

では、5、6月までは少なくとも訂正することは可能だということですね

**庶務課長**

そうですね。付記等であれば。

**山中啓之議員**

そうすると、実態として、今回私が最初に指摘させていただいた市民クラブの株式会社トーエイのコピー料金の締め日は、適用外でも計上されています。

厳密に言うと、11月26日までのものが27日付けで領収書が発行されているので、実態としては、ガイドラインがなくても、もうやっちゃっているわけです。今回もそうなのですから、それを明文化するだけなのかなというように思っています。こちらの取扱いを早く決めないと、何とでも言えてしまうので、もう既になっているのだったら、それでいいのではないですかという議論にしかありません。

ただ、二つ懸念することがありまして、私個人に絡むことでは、3月に議会があって、4月に議会報告会を開催しようとしている場合、二、三か月前に市民センターとかの予約ができますよね。市民センター使用料は当日払いでいいのですけれども、施設によっては使用料を先に払う必要がある場合があります。予約数が多くなり、抽せんになると、利用料を払わないと確定しないので、2月に払って4月に使うという場合があります。それをどちらに計上したらいいかというのは、今の話でいうと新年度なのですね。そういう話になりますよね。

#### 鷹野聡議員

前年度ではないのか。

#### 山中啓之議員

前年度になるのですか。そこは、トラブルにならないために、ここで決めておかないといけないと思います。

もう一つが、これはもっと大きい話で、世間的に問題なのかもしれないですけれども、市川市の切手問題ではないですが、政務活動費の使用可能額が余っている議員が3月末に掛けで買まくれるわけです。使用実態は4月、請求書を4月に変えられると、さっき鈴木智明議員からあったような電話代の話とかとは全く質が異なるのです。自助努力でできないNTTなどの会社の運用と、自分でできる3月末の大体1か月前ぐらいから、大量購入はやめましょうという、このガイドラインに書いてあることが空文化してしまうことを許すということになってしまいます。さらに、このガイドラインは今既に守られていないので、残念ながら、それをもとに話し合うのもおかしな話かもしれませんけれども、守られていない上に住民監査請求とか、訴訟などの最悪な事態を招くことに繋がってしまうので、そこは我々のリスクヘッジとして共有したい。つまり、何でもかんでも3月またいでいいというようにはしないほうがいいのではないかというのが、私の意見です。それが何かと話し合うと、すごい細かくなると思います。そこは、皆さんのお気づきの点の中で、協議されたほうがいいと思います。

### 大橋博議員

例えば、今の切手の問題については。

### 山中啓之議員

切手に限らないけれども。例えば。

### 大橋博議員

例えばの話の中で、切手は活動ではないから、年度末に切手を買ってしまって、それが認められるかといったら認められないですよ。切手を買った以上、それを貼って郵送しなければいけないのだから、その実態が3月中にあれば認められるわけです。

あと、山中啓之議員が言った、2月に予約してお金を払って、4月に市民センターをとりましたと。これは、活動が4月なのだから、当然、次年度になるわけでしょう。あくまでも、さっき深山能一座長が言ったように、支払いは4月でも、2月や3月中に、こういう活動があって、この分の掛けの払いが4月だけでも、その実態があれば認めるということだから。

### 山中啓之議員

その二つ目はいいのですけれども、その一つ目は、全部やっていきますかという話です。切手はわかりました。ほか、どうしますと。

### 鷹野聡議員

掛取引はすごくわかりやすいのではないですか。基本的に継続取引で、しかも、締め日があって、支払い日があるって、わかりやすいと思います。立てかえとか前払いのほうは、これは非常にスポットな話がほとんどなので、むしろそこはもう現金主義でいいのではないですか、私は個人的にそう思います。そうではないと、とてもじゃないけれども、管理し切れないではないですか。

### 大橋博議員

簡単な話で、事前に払った場合であっても、次年度の活動なのだから、次年度に計上すればいい。

### 鷹野聡議員

本来はそうですよ。本来はそうなのだけれども、そこは、そんな厳密に計上し切れないのではないかと。実際に、前払いしましたと、でも、のっぴきならない事情で、実際に開催できなかったというケースもあるわけです。そうしたら、それはどちらに計上するのですかという話になってしまう。

### 大橋博議員

いや、それは認められないでしょう。活動していないのだから。

### 大谷茂範副座長

ケース・バイ・ケースで、ある程度、弾力的にやっていかないと。大橋博議員が言うことももっともだと思いますし、多分この先、ここで想定していないことがたくさん起きると思います。あとは、細かいことが出てきたら、またその都度判断していくという形しかないのかなとは思うのですけれども。

### 大橋博議員

深山能一座長、あとは自己責任ということで、締めてください。

### 山中啓之議員

あと、1点いいですか、細かい話で。今までの12年間で毎年チェックしていて気づいたことで、多かったと思うのが、3月定例会が3月24日から26日ぐらいに終わるときが多いと思うのです。たびたび問題になっているのですけれども、定例会報告を会派とかで出されている方がいますよね、定例会中に発注したりして。3月定例会レポートをつくり、何十万円と払います。細かい話ではなくて、多くの方がやっている話です、実態として。その支払いが、3月31日と4月1日で違うのですかという話です。これ、よくあるケースで、そこは大きく問題になりそうで、さらに、4年に一度の改選の時期の話ですが、今回もその視点で調べれば、多分あるかもしれませんけれども、11月11日が告示日で、10日までにつくったケース。本当に10日につくって、何万枚もまき切れるのかという話がありますから、そこは、本当は自助努力で、こんな話はしなくてもいい市議会にしたいのですけれども、実態として、その際狙いというのですか、のように見える、際計上が非常に多いです。そこは大きく問題になると思うので、都度の協議ではなくて、決めておいたほうがいい最大のケースだと私は思います、4年に一度と、年度またぎの3月、4月のところのルールは、3月定例会の4月レポートは毎年起きることですし。心当たりある会派の方は多いと思いますけれども。

### 山口正子議員

日本共産党としては、3月定例会が終わったら即出せる状況にないので、4月・5月号として、3月定例会報告を出しています。そのため、次年度に領収書が来るので、次年度で計上しています。3月に出されている方たち、そんなにありましたか。あることはあるのですよね。

**山中啓之議員**

あることはありましたね。

**山口正子議員**

3月定例会終了後、すぐに依頼すればもちろん翌月に間に合うわけですから、領収書なんかも3月中ではなくてもいいのでは、とは思いますがけれども。

**山中啓之議員**

実態が検証できないので。

**深山能一座長**

あくまでも活動した日が年度内で、それに対して支払いが年度を超えて4月になってしまったということに関して、どうでしょうかということです。ですから、今話しに出ている、3月定例会のことを4月に報告したケースですが、4月に活動報告したわけだから、次の年度の支払いだと思えるのですけれども。

**山中啓之議員**

今の山口正子議員の御指摘があったのは、要は、3月定例会中、4月になったらすぐ議会報告会とかをしたいから、3月中にもう注文しておいて、3月24日とかに納品されて、3月31日まで配布しました。それで、支払いは4月末という場合はどう考えるのですかということです。

**深山能一座長**

3月中に活動したわけですね。

**山中啓之議員**

活動というか、チラシをつくったのが3月中ということです。

**深山能一座長**

配布したのではなくて。

**山中啓之議員**

配布したかどうかがわからないではないですか。自分の手配りだから、少し余っている場合もあるでしょうし。

**大橋博議員**

それは、発行日で判断すればいいのではないですか。3月25日だったら3

月25日で前年度として。

**山中啓之議員**

発行日が4月1日になっていたら。3月中につくったものが。

**大橋博議員**

4月1日だったら、もう次年度ですよ。

**山中啓之議員**

実態として、3月25日に配布されていても。

**大橋博議員**

はい。

**山中啓之議員**

それでいいなら、それでいいです。

**大橋博議員**

そういうようにしないとわからないでしょう。

**鷹野聡議員**

わからないではないですか。検証できないから。

**山中啓之議員**

ですから、問題にしているのです。

**大橋博議員**

3月中の日付だったら、その年度の政務活動費です。それで、発行日が4月1日だったら、次年度の政務活動費です。それで判断するしかないではないですか。

**山中啓之議員**

では、実態と違うこともオーソライズするわけですね。

**大橋博議員**

それで判断するしかないのです。

**大谷茂範副座長**

あとは、先ほど言っていた選挙の前ですよ。今回もそうですけれども、その辺は少し難しいところだと思うのですけれども。

**山中啓之議員**

前日までチラシ配布業者に頼んでいた方もいらっしゃいましたからね。

**大谷茂範副座長**

その辺は自己判断というか。

**山中啓之議員**

できていないから言っているのです。そうでなければ、私も発言しません。

**大橋博議員**

あとは、もう自己判断に任せるしかないです。

**深山能一座長**

では、事務局から少し説明があります。

**庶務課長**

旧年度に入れるのか、新年度に入れるのかというのは、非常に難しい状況でございます。例えば広報紙のお話が出ましたが、発注をして、印刷ができ上がってきて、お金を支払った年度が旧年度であれば、それは旧年度になりますが、それが、最終的に納品があって、内容を確認して、お金を支払ったのが新年度で、配布するのも新年度ということであれば、やはり新年度ということになります。ある程度、その日付ですとか、実際に活動を行った日付によって、その年度が変わってくるということです。どちらも、3月に行ったものは3月、4月に行ったものは4月分ということで、議員によって異なるということです。

**大橋博議員**

発行日で判断するしかないわけだよね。

**ミール計恵議員**

支払い日時ではないですか。

今、事務局がおっしゃったように、基本的には、領収書の日付が旧年度だったら旧年度で、新年度だったら新年度でいいのではないですか。基本的に、今もそうですよね。年度をまたいでしまったらもうだめという話ではないですか。



その区切りではないのですか。

### **大橋博議員**

年度をまたいでしまっても、3月中に活動の内容がはっきりしていれば、前年度でいいのではないですか。支払いについては、3月末で締めて、4月末の支払いとなるわけだから。

### **ミール計恵議員**

その例外が通信交通費だとは思いますが、それ以外に広げてしまうと、もう訳がわからなくなってしまうと思うので、基本的には、もう領収書の日付でいいと思うのです。

### **深山能一座長**

例えば、新聞を講読している方とか、3月の新聞で支払いは4月ですよとなったときは、年度内のものとしていますよね。

### **ミール計恵議員**

それは認められていますけれども。

### **大橋博議員**

どの業界でも、3月に行われたのは3月分として請求が来て4月に払っています。これほどの業界でもそうです。それは一目見ればわかるのです。ただ、白紙の請求書が来て、4月に支払う人なんか誰もいませんから。掛けの人は、必ず、2月とか3月の活動の分を4月に払う、45日後の人もいるけれども。ですから、請求書が来ればわかるわけです。請求書と領収書を添付すれば、何の問題もないのです。

### **鷹野聡議員**

それが一番いいですよ。請求書も添付すると。

### **山中啓之議員**

確認なのですから、今の大橋博議員のおっしゃることは、3月議会レポートを3月中に発注して配りました。請求書は4月で、支払いも4月でした。それはどちらに計上されるのですか。

### **大橋博議員**

それは前年度です。

**鴈野聡議員**

請求書は3月だから。

**山中啓之議員**

いやいや、掛けで買って。

**鴈野聡議員**

3月分という形の請求書が来るから。支払いは4月ですと。

**大橋博議員**

それを4月に支払っても前年度。

**山中啓之議員**

支払い証明書を書くということですか。まだ支払っていないのに。

**鈴木大介議員**

そんなケースはあるのですか。請求書は3月で、4月に支払うということは出てくるの。

**鈴木智明議員**

結構、会社なんかだと、これはいつも問題になるのですけれども、3月31日出荷の4月1日納入だったときには、大体納入日ベースなのです。納入日で考えると、翌年度分になるのです。31日までに納品されたものに関しては、その年度内にとというのが、大体、一般的に同じだと思うので、一応、納入日ベースというか、そういう形でやれば一番いいのではないかと思います。

**鈴木大介議員**

納品日と決済日ですよね。商法上は全部決済日ですから、本来は。商法上、本来は決済日なので、活動があるから、またややこしくなるのです。例えば、切手とかで、有価証券を31日で大量に買うのは、やはり社会通念上どうかなと思いますけれども、議会報告のタイムラグというのは、そこをあまり広げてしまうとややこしくなります。確かに、山中啓之議員が大問題だとおっしゃられるところもわかるのですけれども。

**大橋博議員**

ですから、発行日で判断するというので、事務局としてもいいわけですね。

### 山中啓之議員

発行日ではなくて納入日のほうがいいです。3月中に来て、4月1日発行と違って書くレポートが多いではないですか。

### 鷹野聡議員

納入日というのは、曜日の観点があるから非常に難しいので、やっぱり請求日のほうが。基本的に、後になるものというのは、基本的にサービス中心なわけです。なので、発注日もしくは請求日はいつなのかということで、もう請求日ベースでやるしかないわけです。現金主義だったら、おっしゃるとおり、決済日でいく。これがもともと商法の考えですから。

### 鈴木大介議員

商法上では間違いなくそうなのです。ですから、もうそれ以上ややこしくすると、ぐちゃぐちゃになります。

### 大谷茂範議員

ややこしくするものではないと思うのですよね。

### 鈴木大介議員

確かに、真っ当な議会にしていくというその御意見はわかりつつも、あまり複雑化してしまうのも、やはりどうなのかなというのは思うのですけれども。

### 深山能一座長

私個人的には、なるべく皆さんが使いやすいようにというのがいいと思うので、それに対しての説明責任がきちんととればいいと思っています。ここがなじがらめにチェックしたりなんかするという、その辺の趣旨の会議ではないので。要は、明細書を出すとか、利用日とか、利用期間等が明確になっているものであれば、支払い日が年度をまたいでも、その前年度の政務活動費として支出することを認めるということでいいですか。

### 大橋博議員

はい。それしかないですから。

### 深山能一座長

では、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### 深山能一座長

そういうことが今回のいろいろな流れの中で多く出ていたので、それを共通認識にさせておいていただければ、今年度の政務活動費の使用について、支出についての一つの基準になるかなということでありまして、そういうことでやっていきたいというように思います。

それでは、先ほどの通信交通費のことはいいですね。いわゆる年間12万円の支出分に変更させていただくということで、よろしく願いいたします。

あと、今回いろいろ出てきた疑問点は、もう一度、会派に持ち帰っていただきたいのと、それから、中西香澄議員と山中啓之議員がまとめた、全体のこういうような議論をしたらいいのではないかと出ていましたけれども、これに関しては、また、こういう指摘があったということで、会派に持ち帰って議論してください。ここで、会派を代表して来られている方々を含めて、なかなか議論のおさまりがつかなくなってしまうと思いますので、一度、皆様方に投げかけをさせていただいて、会派のほうに持ち帰っていただいて、また、折りを見て、皆さん方と協議をさせていただければと思いますので、そういう形で御了解いただいてよろしいですか。

### 山中啓之議員

少しよろしくないのが1点ありますけれども、よろしいですか。

### 深山能一座長

はい。

### 山中啓之議員

毎年閲覧していて、会派が変わったら契約者を正しくするなど、毎年のように聞いていますけれども、毎年変わっていないのです。そんなに難しくないとかを、議論する余地があるのでしょうか。この表現がおかしいという、議論をしてくださいかもしれないけれども、会派名が昔の会派のままで、それを何年も直さないでいるというのは怠慢なのか、何か理由があるなら報告してほしいです。ガイドラインに書いてあることをきちんと守りましょうとあって、守っていないので。また、同じ時間を使って、こちらがチェックしていて、何のフィードバックもいただけないならば、指摘の意味がないではないですか。そんな議論の余地もないところを議論してくださいとか、共有してくださいというのは、私はおかしい話だと思って。そういう誰でもやればできるレベルのことは、やらないならやらないなりの報告をするなり、共有してくださいとあって直っていないものは懲罰を与えるなりというものを、私は今後考えていきたいと思っていますから。そういうものを深山能一座長にはこれから分けてい

ただいて、これはもうすぐやりなさいと言っていたきたい。虚偽の契約書なわけだから。そういうものはきちんと、とれないなら、とれないなりの理由とか、支払い証明書を添付するとか、その辺をもう少し徹底してやっていただかないと、毎回同じ指摘がでますし、私からの指摘もどんどん増えます。それでいいのかということも、我々一人一人が考えていかなければいけないと思います。考えているつもりですけれども、御配慮を切にお願いします。

**深山能一座長**

これは前にも出ていたやつですが、理由は何なのでしょう。

**山中啓之議員**

それは一つですけれども。

**大谷茂範副座長**

プロバイダー料金に関しましては、私の怠慢です、申しわけございません。それと、リース料金に関していうと、これは個人リースになっているのです。

**山中啓之議員**

覚書か何か交わしているのですか。

**大谷茂範副座長**

それは、覚書を交わしていて、これは変えられないというような形になっています。これについては、今回で契約が切れましたので、次回からはまつど自民の木村みね子議員で新しく契約をし直します。

**山中啓之議員**

そういうのがあればいいんですけれども。

**大谷茂範副座長**

これらに関しては、すみません、私の怠慢です。

**山中啓之議員**

一つはわかりました。たくさんあるので。

**深山能一座長**

今のような形の中で何かお伝えしておきたいことはありますか。

**鴈野聡議員**

今のに関連してなのですけれども、基本的に、その契約している先に、名称が変わりましたけれども、実態は変更なしですという証明書を一筆書いてもらえばいいだけの話ですよ。

**山中啓之議員**

それもありかもしれない。

**鴈野聡議員**

ルールにというのであれば、何かそういう具体的なものがあればいいのですが。

**山中啓之議員**

それにこだわっていないですよ。

**鴈野聡議員**

それにこだわっているわけではなくて。

**山中啓之議員**

ただ、きちんとしたほうがいいと。どう見てもきちんとしていないから。

**深山能一座長**

では、そういうことでよろしく願いいたします。

**中西香澄議員**

先ほど会派に持ち帰っていただくというお話だったので、もし判例について、資料として必要でしたらお声がけいただけたら、コピーがございますので。

**深山能一座長**

先ほどの件ですね。

**中西香澄議員**

はい。会派の中で共有していただけたらと思って、提案させていただきます。

**深山能一座長**

それは後で配ってください。許可いたします。

### 中西香澄議員

はい。

### 深山能一座長

それでは、通信交通費の取り扱い等の変更にかかわる今後のスケジュールに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

### 庶務課長

ただいま決定いたしました通信交通費の取り扱いにつきましては、規程及び取り扱い手引きの改正が必要となります。規程につきましては、様式の改正になりまして、6月定例会中に開催される幹事長会議にて報告をさせていただくこととなります。

なお、いずれの改正も、議長に決裁いただく形で改正するものでございます。

議長の決裁をいただいた後、できるだけ早い段階で改正後の取り扱い手引き等を皆様に配付させていただきたいと考えております。

### 深山能一座長

それでは、そのような形の中で御了承をお願いいたします。

それでは、これで終了させていただきたいと思っておりますけれども、事務局のほうからなにかございますか。

### 庶務課長

1件ございます。平成30年度の政務活動費収支報告書等の市議会ホームページへの公開予定でございますけれども、御提出いただきました収支報告書及び領収書等につきまして、今後、ホームページでの公開に向けて、必要な墨塗りなどの作業を事務局にて行います。6月定例会最終日には、墨塗りした収支報告書等を閲覧していただく形ができる状態にしたいと考えております。実際のホームページへの公開は、例年どおり7月の中旬を予定しております。

今申し上げたホームページへの公開に係るスケジュールにつきまして、6月定例会中に開催される幹事長会議にも報告をさせていただく予定でございます。

また、政務活動費の収支に剰余金が発生している場合の戻入手続きでございますけれども、出納整理期間中である今月中に事務処理を完了することが必要となることから、返還金につきましては、5月27日の月曜日までに事務局へ御持参をいただきたく存じます。

今後、経理責任者等会議を開催して協議を行うことが必要な事案が発生した場合などにつきましては、正副座長に相談をして、決定させていただきたいと考えております。

**深山能一座長**

以上の事務局の説明のとおりよろしくお願いいたします。

それでは、再度、また会派の方は持ち帰っていただいて、きちんと報告をしていただきたいと思いますし、周知徹底をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、経理責任者等会議を終了させていただきます。

座長散会宣告

午前11時37分